

1990 (毎月1回)

6月号

(村の面積)
332.60km²

発行 福井県大野郡和泉村

広報 いずみ

(平成2年6月1日現在)

村の人口		(外国人を ふくむ)
総人口	906人	
男	442人	
女	464人	
出生	0人	
死亡	0人	
転入	6人	
転出	3人	
世帯数	312世帯	



和泉スキー場

『奥越高原リゾート構想』 国の承認を得る

大野、勝山、和泉の二市一村で計画していた「奥越高原リゾート構想」面積十一・三万ヘクタール、重点整備地区五地区が五月二十八日総合保養地域整備法（リゾート法）に基づく国の承認を受けました。承認された和泉村の整備構想は、ウッディビレッジ「森と湖の里」として石徹白川及び九頭竜湖周辺地区。対象面積三千八百七十一ヘクタールで、大規模スキー場、九頭竜健康の里等、自然活用型レクリエーション施設を整え、人間性回復を目指した森と湖の里を整備するものであります。

このリゾート構想は、多様な交流の活発化を促進し、活力あふれる地域づくりが目的であり、すでに本村では、この構想に基づき、民間活力として近江鉄道KKによって大規模スキー場が開発されます。このほどスキー場の名称も「和泉スキー場」と決まり、開発に伴う許認可（林地開発、自然公園事業）が、六月一日付をもって交付され、いよいよ六月十三日に起工式が挙行される運びとなりました。

みんなで越美北線を利用しよう

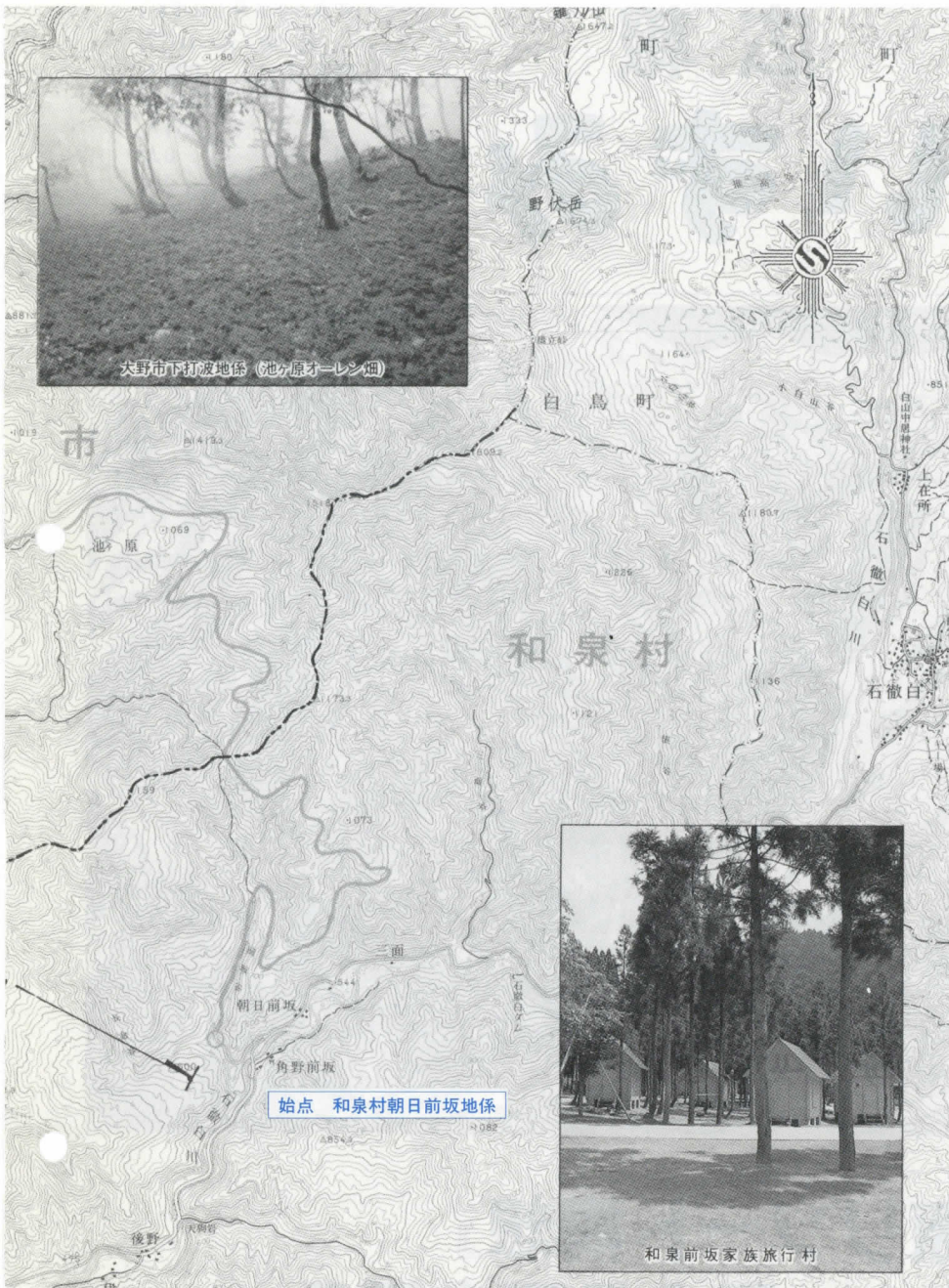
広域基幹林道「奥越線」工事着工 一日も早い全線開通をめざして六月五日起工式

朝日前坂と大野市下打波を結ぶ延長二五、九〇〇メートル、幅員五メートル、利用区域二、二九七ヘクタールの広域基幹林道奥越線が、いよいよ

朝日前坂と大野市下打波を結ぶ延長二五、九〇〇メートル、幅員五メートル、利用区域二、二九七ヘクタールの広域基幹林道奥越線が、いよいよ

朝日前坂と大野市下打波を結ぶ延長二五、九〇〇メートル、幅員五メートル、利用区域二、二九七ヘクタールの広域基幹林道奥越線が、いよいよ

朝日前坂と大野市下打波を結ぶ延長二五、九〇〇メートル、幅員五メートル、利用区域二、二九七ヘクタールの広域基幹林道奥越線が、いよいよ



待され、造林や林産物の栽培搬出は言うまでもなく、リゾート開発推進のための広域観光ルートとして、また緊急時の代替道路として大きな効果が発揮され、地域の活性化に貢献するものと期待されています。

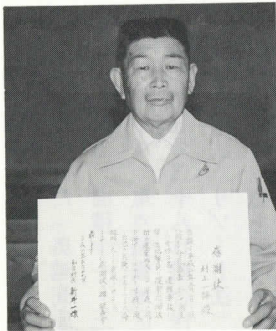
徹夜で

登山者捜索に協力

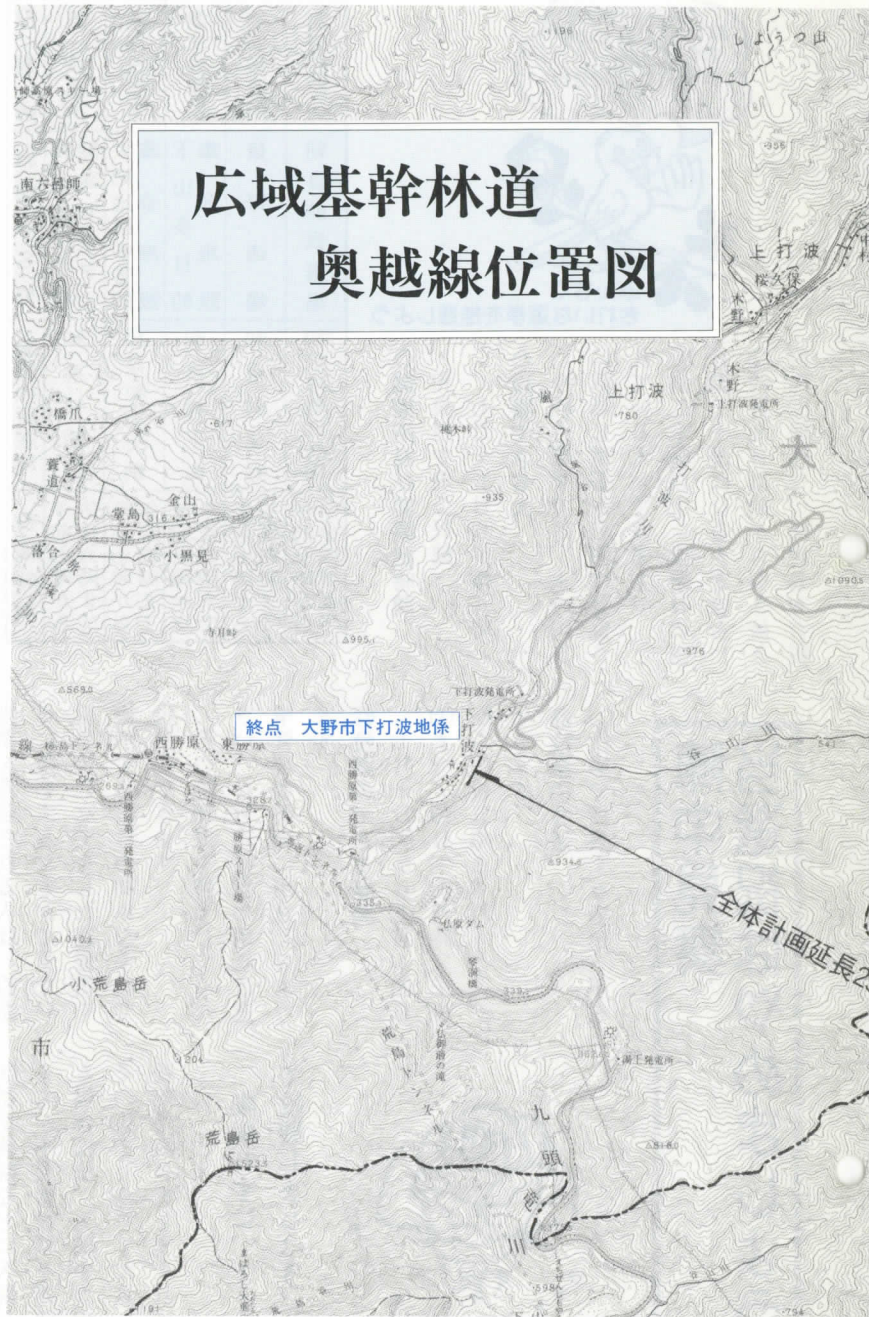
村上一得氏に感謝状

五月二日、荒島岳で遭難した登山者の捜索活動に際し、和泉村防犯隊員に協力した村上一得さん(和泉村下山)に和泉村長より五月十五日役場議場において感謝状と記念品が手渡されました。

また、県警機動隊と協力して危険な山で徹夜の捜索活動を行なった和泉村防犯隊にも、大野署より感謝状が贈られました。



広域基幹林道 奥越線位置図



フェリー 体験航海 参加者 募集!

『海の記念日』にちなみ近畿運輸局敦賀海運支局では、カーフェリー「ニューゆうかり」による若狭湾ミニクルージングを行います。
と き 七月十五日(二回)

参加費 無料
申し込み 往復ハガキに住所、参加希望者全員の氏名、年齢、性別、職業、電話番号を明記の上
〒九一四 敦賀市港町七十五

近畿運輸局敦賀海運支局
体験航海係へ
定員 先着二、〇〇〇人
(ハガキ一枚五人まで)
締め切り 6月25日消印有効

税務職員 (国家公務員) 募集

問い合わせ 近畿運輸局敦賀海運支局
☎(0770) 2110003
○受験資格 昭和45年4月2日〜昭和48年4月1日生まれた者
○申込受付期間 平成2年7月4日(水)〜7月11日(水)
○申し込み 人事院中部事務局
(〒四)名古屋市中区三の丸二丁目
○問い合わせ 大野税務署 総務課
大野市城町七三(六六一二八〇)



たくさんの収穫に
喜ぶ園児たち



赤い大きないちご
みつけた

保育所だより いちご狩り

和泉村特産物生産組合の試験場(板倉地係)において、五月三十日、朝日・大納両保育所の園児によるいちご狩りが行われました。

二季穫りいちご畑は、甘い香りがただよい、赤いいちごを見つけると夢中になりその場で食べたり、カゴに入れていちご狩りをたのしんでいました。

和泉村議会議員選挙

投票日 7月15日(日)

任期満了に伴う和泉村議会議員選挙は、七月十日(火)に告示され、七月十五日(日)に執行されることになりました。

◇投票所及び投票所開閉時刻

投票所	施設の名称	施設の所在地	投票時間
第一投票所	和泉村山開発センター	和泉村朝日	午前七時から午後六時まで
第二投票所	大納地区多目的集会所	和泉村上大納	午前七時から午後四時まで
第三投票所	下山多目的集会所	和泉村下山	午前七時から午後四時まで
第四投票所	後野道場	和泉村後野	午前七時から午後四時まで
第五投票所	朝日前坂道場	和泉村朝日前坂	午前七時から午後四時まで



みんなで きれいな選挙を推進しよう

◇開票所及び開票始時間

和泉村中央公民館

七月十五日(日)午後八時

◇投票できる人

今回の選挙では、次の両方に該当し選挙人名簿に登録されている人ができます。

- ① 満二十歳以上（投票日の当日満二十歳になる人を含む）
- ② 四月九日以前から引き続き村内に居住し、住民基本台帳

◇不在者投票

投票日に正当な事由によって投票所に行つて投票することができない人のために、選挙期日の告示の日から、投票日の前日までの間に投票をすることができるとの制度です。

◎投票の手続き

役場に不在者投票所が設置されており、不在者投票を希望される人は、投票日に投票することができない旨の申し立てをした宣誓書を提示するだけの簡単な手続で投票ができます。

その際印鑑を持参してください。なお宣誓書の用紙は選挙管理委員会に用意してあります。

◎投票のできる期間

七月十日(火)から七月十四日(土)まで、毎日午前八時三十分から午後五時まで行うことができます。

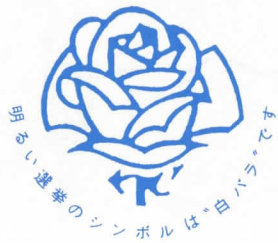
◎投票の方法

(1) 役場で投票する場合、不在

者投票所に選管の書記が待機していますので、不在者投票を行う旨申し出てください。

(2) 和泉村以外の市町村に滞在している方から、不在者投票の請求がありますと、郵送により本人あて投票用紙と注意書などを送付しますので、すぐに滞在地の役所内にある選管に郵送書類を提示して不在者投票をしてください。
(3) 指定病院など入院している方が不在者投票を希望される場合には、入院中の病院にその旨申し出てください。院長が手続きをしてくれます。

棄権せずに、よく考えて投票しましょう。



陣中見舞 当選祝はやめましょう

和泉村議会議員 選挙日程

- ◇六月二十七日(水) ○立候補予定者説明会
- ◇七月三日(火) ○立候補届出書類等の予備審査
- ◇七月九日(月) ○選挙人名簿登録基準日及び登録日
- ◇七月十日(火) ○選挙期日の告示
- 立候補届出、推せん届出受付
- 不在者投票受付開始
- 選挙人名簿縦覧開始
- 選挙立会人届出受付開始
- ◇七月十一日(水) ○選挙人名簿縦覧最終日
- ◇七月十二日(木) ○選挙立会人届出最終日
- ◇七月十三日(金) ○選挙立会人決定のくじ
- ◇七月十四日(土) ○不在者投票最終日
- ◇七月十五日(日) ○投票日
- 開票日

私達の手で 選挙違反を追放しましょう

選挙運動

できること
できないこと

できないこと

●事前運動

選挙がいつあるのか、告示されていなくてから近く予想される選挙に備え、実質上選挙運動を開始することはよく聞く例ですが、これは禁止されていることなのでお互い充分注意が必要です。

●戸別訪問

特定の候補者に投票して下さいとか、しないで下さいと頼むために戸別訪問をするとはできません。なお、戸別とは会社、工場も入ります。

【禁止】 戸別訪問



できること

●自由に行える選挙運動

署名運動
選挙に関し、投票を得る目的、得しめる目的をもって選挙人に対し署名運動をすることは、いつさいできません。

△電話を利用して投票を依頼すること。
△「幕間演説」といって、映画館の休憩時間などに演説すること。
△「個々面接」といって電車の中や街頭でたまたま出合った人に投票を依頼すること。

【禁止】



政治はあなたが主役です。選挙をきれいにするには、お金や物、義理や人情に惑わされないことが大切です

●飲食物の提供の禁止

選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであっても、原則として禁止されています。例えば、候補者が選挙運動員や労働者に対して慰労のために飲食物を提供する場合、陣中見舞として候補者などに飲食物を提供すること。

●氣勢を張る行為

自動車を連れ、あるいは隊列を組んで氣勢を張る行為は認められません。

【自由】

選挙用の車利用



◎制限される選挙運動

- (1) 公務員の地位利用による選挙運動。
- (2) 国や地方公共団体の役員あるいは公社公団の役員は、その地位を利用して選挙運動をすることはできません。

◎挨拶行為

当選または落選したことに關して挨拶まわりをしたり、当選祝賀会を開催したりすることは認められません。

◎その他

未成年者は選挙運動をすることはできないし、未成年者に選挙運動をさせることもできません。ただ、お茶の接待をしたり、文書を書き写すような単なる労務の提供は認められています。

公職選挙法が改正され 政治家の寄附は 罰則をもって禁止 されました

- 一、政治家（候補者、候補者となろうとする者および現に公職にある者）は寄附をすると処罰されます。
- 二、有権者が威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。
- 三、政治家は、年賀状などのあいさつ状を出すことが禁じられます。
- 四、政治家や後援会が、有料のあいさつ広告を出す処罰されます。
- 五、後援会が、花輪・香典・祝儀などを出す処罰されます。

電話利用



親睦旅行への差入れ



開店祝の花輪やお祝



葬式の花輪や香典

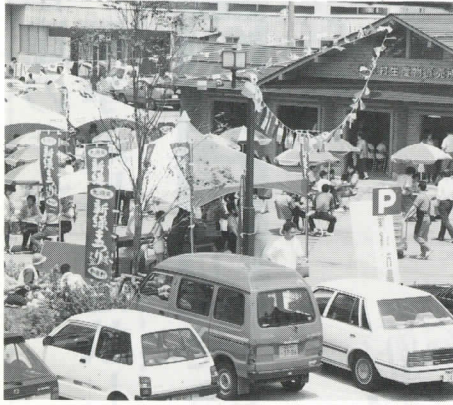


祭りの寄附



盛況のうちには新緑まつり終る ——八千人の人出でにぎわう——

第四回九頭竜新緑まつりが 盛大に開催されました。
 五月十九・二十・二十六・二 まつりは十九日開幕を除く
 十七日の四日間、JR九頭竜 土、日曜日天候にも恵まれ、
 湖駅前ふれあい広場を中心に 新緑を求めて行楽客がどっと
 訪れ、まつりの呼び物の新緑
 市場は家族連れなどでにぎわ
 いました。



店頭には、ワラビ、ウド、タラノ芽、ススタケ、ヤマブキ等の山菜、マイタケ、ワサビなど特産品が即売されました。



5月19日(土) 新緑まつり開幕



和泉村に伝わる
「青葉の笛」づくりにチャレンジ!



新鮮な山菜を買い求める行楽客



自然の中で親子のふれあい ファミリー教室



緑に誘われ……家族連れらがマイカーで
どっと訪れにぎわった新緑市場



「フランス発祥のボールゲーム」
ペタンク大会を楽しむ競技者



人気を集めた山菜大学

'90越前・若狭の産業フェア 開催テーマ募集

今年も10月12日～14日まで福井県産業会館において、「越前・若狭の産業フェア」を予定しており、県民の参加を得て、活力あるたくましい産業の育成にふさわしい祭りとするために開催テーマを募集しています。

★応募規定

1. 募集期間 平成2年6月30日（当日消印有効）
2. 応募資格 県内在住者
3. 応募方法 官製ハガキにテーマ、住所、氏名、年齢、性別および電話番号を記入のうえ応募して下さい。
4. 応募先
〒910 福井市大手3丁目17-1
福井県庁商工振興課内 越前・若狭の産業フェア実行委員会

去る五月九日（水）午後、前坂の和泉中学校学校林において杉の苗木起こしを行ないました。当日は五月晴れで、杉の苗木起こしには絶好の日和となりました。

杉の苗は和泉中学校の成長を語るかのように、順調に育っており、中には生徒の背丈よりも大きく育っています。生徒たちはお互いに協力して額に汗を流しながら自分の背



和泉中学校では六年前村有林を利用して、杉の植林を行ないました。そして、毎年春には苗木起こしを、夏にはPTAの皆さんと共同で学校林の下草刈りを行っています。

学校林の手入れに 汗を流す和泉中学校生徒

丈よりも大きい杉を起こしていました。
杉の苗木起こしを生徒たち自身の手で行うことで、生徒たちが和泉の自然を愛し自ら育てていこうとする心をはぐくみ、また、勤労の尊さを少しでも感得してくれればと思います。



たばこ税は
暮らしの中に生かされています

稚アユ約一、五〇〇キ放流

石徹白ダムより下流 アユの解禁日七月七日(土)

奥越漁業協同組合では五月二十九日(火)、村からの委託放流を含めて石徹白川、九頭竜川、大納川に稚アユ約一、五〇〇キを放流しました。

☆石徹白ダム下流・九頭竜川 7月7日(土)
☆石徹白ダム上流 7月14日(土)

放流された稚アユは、琵琶湖からトラックで運ばれてきたもので、体長十センチぐらいに成長した稚アユを各河川へ放しました。

今年、水温や天候が順調なので稚アユの成育がよく、大公募にとって解禁日が楽しみです。



参加してください

すこやかお母さん教室

子どもをお持ちのお母さん方、いろいろな心配事や悩みはありませんか。専門の先生方に相談されて、いっしょに考えていきましょう。

幼児から中学生までの成長に関する教室を開催しますの

で、お母さん、お父さん、おじいちゃん、おばあちゃん、どなたでも気軽に参加してください。

(1)日時 平成二年七月一日(日)
午前九時三〇分から
シンポジウム

君のすこやか

西村 宗



国民年金の窓 年金受給権者が死亡したときは必ず届出を!

「子どもの特性」について先生方のお話
午後一時から 個人面談

(2)場所 和泉村朝日 中央公民館

(3)申し込み 六月十九日(火)まで

(4)申し込み先 お問い合わせ 和泉村教育委員会 社会教育主事まで
☎ 七八―二二一〇

年金を受けていた人が亡くなられたら、その遺族の方はすみやかに「年金受給権者死亡届」を出さなければなりません。

もし、この届出を忘れるとその後も年金が支払われ、あとで遺族の方から返していただくこととなりますから、注意してください。

なお、「年金受給権者死亡届」の提出先は次のとおりです。

○国民年金を受けている方が死亡したとき……市町村役場

○厚生年金保険・船員保険を受けている方が死亡したとき……最寄りの社会保険事務所

また、年金を二つ以上受けていた方は、それぞれについて届出が必要です。

人のうごき (敬称略)

▲おめでた

●四月分届出分

名	前	住所
小山	正八	上大納
川上	ゆかり	池田町

●五月分届出分

名	前	住所
鳴田	桂一郎	貝皿
廣瀬	伊穂美	大野市
富岡	修	川合
川原	邦子	大阪府

訂正とお詫び

先月号の5頁、国道一五八号線の向小駄良バイパスの開通式の日が次のとおり誤りがありました。訂正して深くお詫びいたします。

誤 五月二十六日(開通式の日)

正 四月二十六日